

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計課税）		
要望項目名	浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税を軽減することにより、洪水等による社会経済被害の最小化を実現する取組を促進するもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌標準：2/3）とする特例措置の適用期限を3年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第39項 水防法第15条の6、水防法施行規則第19条の2</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (▲0.8) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 浸水被害軽減地区制度は、平成27年の関東・東北豪雨等の豪雨災害を踏まえ、平成29年の水防法改正により創設され、浸水の拡大を抑制する効果のある輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定し、浸水被害の軽減を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 浸水被害軽減地区については、これまで想定最大規模の洪水浸水想定区域図等をもとに浸水拡大を抑制する効果があると認められる盛土構造物を抽出し、浸水被害軽減地区の指定を推進してきた。</p> <p>一方、平成30年西日本豪雨、令和元年東日本豪雨など全国各地で堤防決壊を伴う豪雨災害が頻発し、河川内だけの洪水防御が限界であることを露呈した。このような状況を踏まえ、令和3年には、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）が施行される等、堤防等の施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、河川流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」へと治水政策が転換された。</p> <p>特に、流域の洪水貯留機能を民有地も含めて保全し、浸水被害を軽減する取組を重点的に推進する中で、堤防のある区間に開口部を設け、洪水を一時的に遊水（貯留）させながら洪水を低減させる霞堤等に着目しながら、遊水機能を保全しつつ家屋等の浸水被害を抑制する近辺の盛土構造物等を一体的にとらえ、浸水被害軽減地区として指定していく。</p> <p>また、流域治水としてきめの細かい浸水対策を推進するため、浸水の生じやすさと浸水の発生する頻度を一元的に示した水害リスクマップを新たに整備し、これを活用して高頻度の浸水被害を抑制する効果のある盛土構造物を調査・抽出し、浸水被害軽減地区への指定を進めていく。</p> <p>これらの指定の取組を進めるにあたっては、民有地における地権者の理解が不可欠であり、地権者へのインセンティブを与える本特例措置の延長は、流域治水を推進していくうえでも必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3層 国土強靱化の推進方針（10）国土保全 地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、・・・（中略）・・・ハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、・・・（中略）・・・などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。
	政策の達成目標	洪水氾濫の際に浸水拡大を抑制する効果のある自然堤防や輪中堤等は、全国の一級河川を対象に河川管理者による調査を実施し、全国に12箇所存在していることを把握しているところであり、これら全てを浸水被害軽減地区に指定することで、流域治水の実現に不可欠な本制度の普及を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	浸水被害軽減地区の候補地となる12箇所全てを浸水被害軽減地区に指定
	政策目標の達成状況	平成29年の制度創設以降、1箇所を浸水被害軽減地区に指定
有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度末までに12箇所
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、浸水被害軽減地区の候補箇所の地権者から理解が得られやすくなり、制度の活用が進む。これにより、浸水の拡大を抑制する盛土構造物が保全され、「流域治水」がより強力に推進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、浸水被害軽減地区の指定を促進するにあたり、指定には地権者の理解が欠かせないことから、当該地権者にインセンティブを付与するものである。浸水被害軽減地区の指定は、当該地区が存在している水防管理者（市区町村）において行われるが、当該地区の市区町村以外の市区町村も指定の恩恵を受ける場合、当該市区町村で独自に条例を制定し、当該市区町村において固定資産税を減免することに対して、住民や議会から理解を得られないことがあり得る。また、浸水被害軽減地区の候補となる自然堤防や輪中堤等により守られる背後地の人口や資産は場所によって様々であるが、これらの地価は周辺の人口や資産との関連性が強く、減災効果が大きな箇所ほど浸水被害軽減地区の土地所有者が受益する固定資産税及び都市計画税の軽減額が大きくなり、重要性が高い箇所に対しては特に大きな効果を発揮することが期待される。</p> <p>以上より、浸水被害軽減地区の指定促進のためには、本特例措置が妥当である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>令和元年：適用実績 一、減収額 一 令和2年：適用実績0件、減収額 一 令和3年：適用実績0件、減収額 一</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>①適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格） ②適用実績 平成30年度 一 令和元年度 一 令和2年度 0千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により、浸水被害軽減地区の候補箇所の地権者から理解が得られやすくなり、制度の活用が進む。これにより、浸水の拡大を抑制する盛土構造物が保全され、「流域治水」がより強力に推進される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>令和4年度末までに34箇所</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>これまで、想定最大規模の浸水想定区域図を用いて浸水拡大の抑制効果が見込まれる34箇所の盛土構造物を抽出し、水防管理者と浸水被害軽減地区の指定の調整を行ってきた。しかしながら、抽出した盛土構造物は、道路や鉄道といった公共交通施設であり、浸水拡大防止機能を損なう変更が極めて少ないとの水防管理者の判断から浸水被害軽減地区の指定に至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和2年度 創設</p>